

## 第2編 災害予防計画

## 第1節 河川防災計画

建設課

### 1 現況

高野町を流れる河川は、一級河川（県知事直轄）が3河川、二級河川が1河川のほか、これらに流入する支流が多数あり、それぞれ勾配も大きいため、河川災害が起きやすい。重要水防警戒箇所は丹生川の3箇所と三尾川の1箇所が設定されている。

### 2 方針

過去の被害状況等を勘案して、本計画及びそれぞれの定める水防計画により河川改修及び水防施設の充実を図り、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域については、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。

### 3 計画

住民の生命と財産を守り、安全な暮らしが実現できるよう、流域の治水、利水、土地利用計画を考慮しつつ、河川改修を推進する。

## 第2節 砂防防災計画

建設課

### 1 現況

高野町では、土石流危険渓流等の危険箇所を中心に、砂防事業への取組みが必要となっている。

土石流危険渓流は、187箇所が散在し、土石流危険渓流Ⅰ（保全人家戸数5戸以上、または保全人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のある場所に流入する渓流）89箇所、土石流危険渓流Ⅱ（保全人家戸数が1戸以上5戸未満の場所に流入する渓流）78箇所、土石流危険渓流Ⅲ（現時点では保全民家等がない渓流）20箇所が存在している。

### 2 方針

土砂災害は、他の自然災害と比べて死者の発生率が高い。特に土石流は、流速が速く、巨石を先端とする激流となって人家を急襲するため、人的被害が発生する可能性が大きいことに配慮した取組みを行う。

- (1) 土石流危険渓流を公表・周知し、災害に備えた警戒避難体制を整備する。
- (2) 人命及び郷土を保全する災害対策としての砂防事業を推進する。
- (3) 土石流発生の監視施設、雨量計等を設置する。

### 3 計画

#### (1) 対策工事の推進

土石流危険渓流の定期的な防災パトロール等実施し、現況把握を行うとともに、災害予防の措置を講ずる必要があると判断される時は、砂防法に基づく砂防設備等の対策を推進するよう県に要請する。

#### (2) 土砂災害警戒区域の土砂災害防止対策の推進

##### (ア) 土砂災害警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域を指定する。令和3年4月21日現在の指定数は土石流173箇所（資料編2-4）

##### (イ) 警戒避難体制の整備

- a 町は土砂災害警戒区域の指定があった時は、地域防災計画において警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- b 住民の円滑な警戒避難が行われるよう、町はこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ・広報誌等）の配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知する。
- c 警戒区域内に高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮する者が利用する施設がある場合には、町は当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

※ 土砂災害警戒区域が指定されていない地域においては、土石流危険渓流及びその周辺について、土砂災害警戒区域に準じた処置を講ずるよう努める。

## 第3節 山地防災計画

建設課

### 1 現況

高野町の山地災害危険地区については、209箇所が散在し、山腹崩壊危険地区96箇所（うち高野山国有林7箇所含む）、崩壊土砂流出危険地区113箇所（うち高野山国有林15箇所含む）が存在している。

### 2 方針

山地災害危険地区の公表・周知を行う。また、山地災害の発生が予想される注意すべき区域の防災工事を実施するとともに、当該地区の巡視警戒体制、避難体制等を整備する。

- (1) 集落に接近した山地における山地災害の防止
- (2) 荒廃山地の修復促進

### 3 計画

現地調査・巡視を行い、治山事業が必要とされる場合には、危険度の高い地域から重点的・計画的に順次実施する。

## 第4節 地すべり防止計画

建設課

### 1 現況

高野町では、地すべり危険箇所は、国土交通省所管9箇所、農林水産省所管1箇所の10箇所が存在している。

### 2 方針

地すべりの発生が予想される区域の防災工事を実施するとともに、当該区域の巡視警戒体制、避難体制等の地すべり防災上必要な措置を講ずる。さらに、県における地すべり対策事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

### 3 計画

#### (1) 対策工事の推進

地すべり危険箇所の定期的な防災パトロール等を実施し、現況把握を行うとともに、災害予防の措置を講ずる必要があると判断される時は、地すべり等防止法に基づく対策工事を推進するよう県に要請する。

#### (2) 土砂災害警戒区域の土砂災害防止対策の推進

##### (ア) 土砂災害警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域を指定する。令和3年4月21日現在の指定は9箇所（資料編2-3）

##### (イ) 警戒避難体制の整備

- a 町は土砂災害警戒区域の指定があった時は、地域防災計画において警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- b 住民の円滑な警戒避難が行われるよう、町はこれらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ・広報誌等）の配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知する。
- c 警戒区域内に高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮する者が利用する施設がある場合には、町は当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

※ 土砂災害警戒区域が指定されていない地域においては、地すべり危険箇所及びその周辺について、土砂災害警戒区域に準じた処置を講ずるよう努める。

## 第5節 急傾斜地崩壊防止計画

建設課

### 1 現況

高野町の急傾斜地崩壊危険箇所は348箇所が散在し、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ(保全人家5戸以上、または保全人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のある場所に流入する傾斜地)96箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ(保全人家1戸以上5戸未満の場所に流入する傾斜地)241箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ(現時点では保全民家等がない場所に流入する傾斜地)11箇所が存在している。

### 2 方針

がけ崩れの発生が予想される区域の巡視警戒体制、避難体制等の地すべり防災上必要な措置を講ずる。また、県におけるがけ崩れ対策事業による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

### 3 計画

#### (1) 対策工事の推進

急傾斜地崩壊危険箇所の定期的な防災パトロール等を実施し、現況把握を行うとともに、災害予防の措置を講ずる必要があると判断される時は、がけ崩れ対策工事を推進するよう県に要請する。

#### (2) 土砂災害警戒区域の土砂災害防止対策の推進

##### (ア) 土砂災害警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害警戒区域を指定する。令和3年4月21日現在の指定数は急傾斜地の崩壊426箇所(資料編2-4)

##### (イ) 警戒避難体制の整備

- a 町は土砂災害警戒区域の指定があった時は、地域防災計画において警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- b 住民の円滑な警戒避難が行われるよう、町はこれらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ・広報誌等)の配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知する。
- c 警戒区域内に高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮する者が利用する施設がある場合には、町は当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

※ 土砂災害警戒区域が指定されていない地域においては、急傾斜地崩壊危険箇所及びその周辺について、土砂災害警戒区域に準じた処置を講ずるよう努める。

## 第6節 道路防災計画

建設課

### 1 現況

高野町内の主要な道路は、国道3路線（370号、371号〔高野龍神スカイライン含む〕、480号）、主要地方道1路線（高野天川線）、一般県道3路線（阪本五條線、川津高野線、高野橋本線）があり、整備が進められている。

### 2 方針

災害発生時における緊急輸送を円滑に実施するために、災害の発生が予想される注意すべき区域に対して、災害予防工事の実施、巡視警戒等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、県における道路災害防除事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努める。

### 3 計画

#### (1) 道路施設の安全性確保

豪雨・地震等による災害に強い道づくりを推進するため、落石等の危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立予想地域等の調査情報を基に優先事項を定め、計画的に防災対策を実施していく。

#### (2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

災害発生時には、ヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

#### (3) 迂回路の選定

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する迂回路を迅速に特定し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

#### (4) 他機関との情報交換体制の確立

豪雨や地震により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うとともに、通信手段の多ルート化に努める。

## 第7節 火災予防計画

消防本部

### 1 現況

高野町の常備消防体制としては、高野町消防本部、町内の非常備消防体制としては、高野町消防団が組織され、予防消防を中心とした活動を行っている。(資料編5-2)

しかし、多様化する火災の発生状況により、火災に対する予防対策及び消防・救急両面での設備充実が必要となっている。

### 2 方針

火災の発生を未然に防止し、また、火災発生後の被害を軽減するために、火災予防及び消防体制を確立する。また、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、自主防災組織の育成強化等を推進し、住民の生命財産の保護に万全を期する。

### 3 計画

#### (1) 予防啓発の強化

消防本部と連携し、住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行う。

ア 法で設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、春・秋の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ、県、消防署並びに防災関係機関と協力し、火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 和歌山地方気象台より県を通じて、気象の状況が火災予防上危険であると火災気象通報を受けた場合、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めた場合は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき火災警報を発表する等、火災予防上必要な措置をとるとともに、広報車又は防災行政無線を通じて注意を喚起する。

ウ 一般家庭に対する住宅用火災警報器の設置及び消火器の使用方法等について指導を行う。

#### (2) 予防査察体制の充実強化

消防本部において、消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

ア 春・秋の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。

イ 火災警報を発表した場合には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

#### (3) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防本部において、消防法第8条による防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定による消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

ア 消防法及び火災予防条例に基づき学校、病院、事業場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

イ 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会の開催、また、防火管理者に対し講習会を開催することにより、その

資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、防火避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

さらに、観光客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め、安全対策の万全を期する。

ウ 町は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、火災予防条例の定める防火対象物用途開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

#### (4) 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や若年層の減少等の影響で、団員数の確保に問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、地域住民の理解と認識を深め、消防団員の教育訓練機会を充実して資質の向上を図るとともに、広報活動等により、今後も若年・女性層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

#### (5) 自主防火防災組織の育成強化

消防本部と連携して育成強化を図るとともに、地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。

#### (6) 初期消火活動体制の強化

町としては、消防本部と連携し、出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

#### (7) 消防体制の充実強化

町としては、県の支援を得て、消防本部と連携し、次により消防体制の充実強化を推進する。

ア 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。

イ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。

ウ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

エ 防災拠点としての役割を維持するため、消防庁舎の耐震化を図る。

## 第8節 林野火災予防計画

### 1 現況

高野町は、林野面積が広いこと、林野火災の危険が高い。過去度々大火に襲われているため、森林の適正な保全と災害予防が重要である。

### 2 方針

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

### 3 計画

#### (1) 森林保全のための巡視

町は、保安林及び自然公園区域内の巡視を行うとともに、森林レクリエーション地域並びに自然的条件により、山火事等の林野被害が発生するおそれのある林野等を「林野火災予防地域」と定め、林野火災発生危険度の高い時期を中心に巡視に当たる。

#### (2) 林野火災予防対策事業

森林と住宅の近接化等による林野火災被害等の危険性の増大に対応して、林野火災予防体制を強化するための、林野火災消防機材等の配備を行う。

#### (3) 啓発運動の強化

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防思想の啓発に努め、火災予防運動の期間中は、消防団員による巡視を行うなど消防対策に万全を期す。

また、小中学校の児童生徒から山火事予防ポスター、標語を募集するほか、各種団体に文章並びにチラシ等の配布により、火災予防意識の普及を図る。また、観光客へ火災予防の啓発を図る。

#### (4) 消防対策

##### ア 消防計画の樹立

本町の消防区域に関係ある高野森林事務所長、森林組合長及び隣接市町村長等と、消防計画に必要な事項について協議し、次の事項についての林野火災消防計画を樹立するものとする。

(ア) 消防方針

(イ) 特別警戒区域

(ウ) 特別警戒時期

(エ) 特別警戒実施計画

(オ) 消防分担区域

(カ) 火災防衛訓練

(キ) 出動計画

(ク) 資機材整備計画

(ケ) 防護鎮圧要領

##### イ 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防・警戒・鎮圧活動は、森林関係行政機関・山林所有者・山林作業従事者・入林入山者及びその他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には、消防地域の接する市

町村消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意する。

ウ 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- (ア) 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- (イ) 防火線構築要領の修得訓練
- (ウ) 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

## 第9節 建造物災害予防計画

### 1 現 況

平成7年に起きた阪神・淡路大震災では、死者の8割以上が、倒壊した家屋が原因で亡くなっている。地震から命を守るという観点からは、建造物の耐震性を強化することが最優先の対策である。

その点、町内には、昭和56年以前の旧耐震基準で建設された住宅も多く、住宅のある地区では同時に道路も狭く、曲がりくねっている。災害に強い構造にする上で障害になっており、火災などの災害発生時には消火作業に困難が伴う可能性がある。

### 2 方 針

火災、風水害、地震災害等に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、県の指導、協議等により、総合的な防災対策を行う。

また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに、建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

### 3 計 画

#### (1) 公共建築物の耐震化

公共建築物には、不特定・多数の者が利用するために耐震性を高めることが重要であるが、災害時においては、災害対策本部等の拠点や、町民の避難場所となるため、公共建築物の耐震化と災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進する。

#### (2) 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防に関する知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携の上、次の対策を講ずる。

##### ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、建築関係団体に対して協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

また、既設建築物の耐震改修の促進を図るため、以下の条件を充足する昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた木造家屋を対象に無料の耐震診断を行う（平成17年度～）。

- ① 町内に所在する一般木造住宅で、延べ床面積の半分以上が住居として使用しているもの
- ② 地上階数が2階以下かつ延べ床面積が200㎡以下の住宅であること
- ③ 木造の在来工法（軸組工法、伝統工法）の住宅であること

##### イ 建築物の安全性の確保

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに、現行の耐震基準を満たしていない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても指導を行う。

##### ウ 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災後は、直ちに余震等による災害の拡大を未然に防止するため建築物の危険度を判定し、居住者に注意喚起する応急危険度判定を実施する必要があるため、地震被害建築物応急危険度判定

士認定要綱に基づき、町内建築士を対象に講習会への参加を促進し、応急危険度判定士の養成を図る。

エ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに、不適格な建築物について防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

オ 耐震相談窓口の設置

建築物の耐震に関する相談に応じるため、建築関係者との連携のもとに、相談のための窓口を設置する。

カ 空き家等への対応

適正な管理が行われていない空き家等が、地震や台風による倒壊など、周辺に被害を及ぼすおそれのある空き家等を把握し、老朽化した危険空き家等の所有者等に対しては、適正管理の指導を行います。

キ アスベスト飛散防止対策

アスベストが使用されている建築物の実態調査をおこない台帳を整備、災害時には被災建築物の応急判定における判定基準と照合して応急的なアスベストの飛散防止対策を行う。

(3) 「美しい町並み景観」と防災まちづくり

高野町では、「美しい町並み景観」を整備していく方針であり、古い町並みを維持するために木造家屋を残すことは、防災力の低下につながる可能性があります。所有者等と適正管理に努め町並みの保存と同時に、建物の耐震性を向上させるため耐震診断・耐震補強工事にも助成を行うとともに、防火設備の充実を図る。また、定期的に防災訓練を行うことで、地域での連携を確認して、災害に強いまちづくりを図っていく。

ア 古い建物の維持

町並み景観を維持するために、古い木造家屋を残す際には、同時に、構造上必要な部分を補強・修理し、耐震性等防災機能の向上を図るように努める。それと同時に、防火水槽、消化栓等の消防設備の充実を図る。

イ 地域との連携

整備地区の住民に対する防火・防災意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織とも協力して定期的に初期消火訓練及び防災訓練を実施する。また、町並みを保存するための組織とも連携をとって、町並み整備の活動の中に、防災・防火の意識を根付かせるように働きかける。

ウ 高齢者や障害者に障壁のない建物、町並みの整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障害者にも安全なバリアフリーを配慮した建築物、道路等の整備促進を図る。

## 第10節 文化財災害予防計画

### 1 現況

高野町には、歴史的価値のある文化財が多く残されている。国指定211件、県指定43件、町指定2件、国登録39件の文化財が指定・登録されている。(令和7年3月現在)。

貴重な文化財を災害から守り、後世に伝承していくため、警報設備、避雷設備、消火設備等の整備を推進しているが、今後は震災に対する施設整備に取り組んでいく必要がある。

### 2 方針

文化財災害に対する予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、所有者に対して必要な指導等を行う。また、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進する。文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理に当たる。

### 3 計画

町(教育委員会)、消防本部及び文化財の所有者又は管理者は、次について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

#### (1) 施設整備等

##### ア 火災対策

火気の使用制限、たき火、禁煙区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓(貯水槽を含む)の施設設備、ドレンチャー設備、消火堀、防火戸の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

##### イ 雷火対策

各建物及び境内全体として避雷設備の設置

##### ウ その他の対策

環境整備(危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等)、薬剤処理(蟻害虫害、腐朽の予防)、防壁・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

#### (2) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な勧告助言、指導等を行う。

#### (3) 文化財保護思想の普及及び訓練

ア 文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。

イ 文化財についての防火査定、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

### 4 寺院の防災体制

金剛峯寺の自衛消防隊と、定期的な訓練を通して、連携を図っていく。

### 5 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合には、その被災状況を直ちに教育委員会に報告する。

教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

## 第11節 危険物等災害予防計画

消防本部

### 1 現 況

産業活動の高度化・多様化や自動車・暖房器具の普及などにより、身近な場所で危険物を取り扱ったり、貯蔵したりすることが多くなってきている。町内には、危険物取扱施設（資料編11-1）があるため、災害予防対策に努める必要がある。

### 2 方 針

町としては、消防本部と連携し、危険物等による災害及び風水害・地震災害時における危険物等による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、危険物施設の安全性・耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

### 3 町の計画

防災関係各機関と合同して各種の訓練を実施するものとし、その実施要領はその都度定める。

### 4 消防本部の計画

#### (1) 保安教育の実施

危険物施設の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会等を実施する。

#### (2) 規制の強化

危険物施設に対し、消防職員等の立入検査を実施し、指導を行う。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化

イ 危険物取扱者、危険物の運搬、積載方法についての検査の強化

ウ 危険物施設の管理者、保安監督者の保安監督についての指導の強化

エ 危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導

#### (3) 危険物運搬車両等の街頭取締り

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

#### (4) 自衛消防組織の強化

各危険物を取り扱う事業所における自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、危険物を取り扱う事業所との相互応援協定を促進する。

#### (5) 消防資機材の整備

危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力を強化するとともに、消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

#### (6) 火薬類、高圧ガス取扱事業所等の災害予防

火薬類、高圧ガス取扱事業所等による災害発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の確立を図り、災害予防対策を推進する。

ア 災害発生時における情報の伝達、避難、その後の点検マニュアルの整備を図るよう指導する。

イ 各事業所における施設状況を常に把握し、災害時における災害の拡大防止に備える。

ウ 立入検査時において、災害防止に適応しているかチェックを行う。

(7) 有害物質取扱い事業所等の漏えい等の災害予防

有害物質取扱い事業所等の被災による有害物質の漏えい等の拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の確立を図り、災害予防対策を推進する。

ア 災害発生時における情報の伝達、避難、その後の点検マニュアルの整備を図るよう指導する。

イ 各事業所における有害物質の把握、漏えい等により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある有害物質について、保安管理の徹底、災害の拡大防止に備える。

ウ 立入検査時において、漏えい時の災害防止に適応しているかチェックを行う。

## 第12節 公共的施設災害予防計画

### 1 上水道施設

#### (1) 現況

町営の上水道施設及び簡易水道施設、飲料水供給施設により飲料水の供給を行っている。水道普及率は、令和3年3月末現在で86.5%（飲料水供給施設を除く）だが、管路施設の耐震化が未対応である部分も少なくないため、災害発生時の安定供給は難しい状況にあり、これを改善することが必要である。

#### (2) 方針

水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、諸条件を考慮した上で、施設の耐震性を強化し、地震による被害を最小限にする施策を推進する。

被災時及び大規模停電発生時においても、上水道の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

#### (3) 計画

ア 上水道施設は同一ライン上にあるため、一つの施設の被災は全ての施設の停止につながる。このため、各施設の耐震診断を行い、早急な耐震化等の防災対策の強化を図る。

イ 簡易水道等については、地域の特性を考慮しながら適切な整備に努める。

ウ 災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図る。

エ 被災時に国や他都道府県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

### 2 下水道等施設

#### (1) 現況

下水道施設としては、高野山地区の公共下水道、西細川地区の特定環境保全公共下水道がある。また、花坂地区では農業集落排水事業、その他の集落では個別合併処理事業を実施している。

汚水処理人口普及率は、令和3年3月末現在で85.3%であり、さらに今後、浄化槽整備を促進していく考えである。公共下水道の主要な管路の90%は耐震化を完了している。

#### (2) 方針

下水道施設の耐震化を進めるとともに、災害時に備え、汚泥運搬車の整備・充実を図る。

被災時及び大規模停電発生時においても、下水道の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

#### (3) 計画

##### ア 処理場の整備

(ア) 処理場施設については、耐震化、施設のネットワーク化等の整備を図る。

(イ) 停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備、燃料及び冷却水の確保に万全を期す。

##### イ 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日ごろからの点検等により、異常の早期発見、改修及び復旧に重点をおいて整備を行う。

##### ウ 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、日ごろから一定量の復旧資機材

を備蓄する。

エ 災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図る。

オ 被災時に国や他都道府県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

### 3 公衆電気通信施設

#### (1) 現 況

災害発生時の電話等の通信手段の確保は、最も重要課題の一つであり、災害に強い基盤整備とともに、通信手段の重層化が求められるため、管理主体である西日本電信電話(株)に十分な連携・協力を要請する。

#### (2) 方 針

西日本電信電話(株)は、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図る。

#### (3) 計 画

##### ア 西日本電信電話(株)

災害による故障発生を未然に防止するため、あらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

##### イ 町

(ア) 西日本電信電話(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。

(イ) 災害時における電話の復旧順位について、西日本電信電話(株)と協議し、重要通信の確保を図る。

### 4 電力施設

#### (1) 現 況

電力消費は家庭でも職場においても拡大しており、このような状況で災害が発生すると、多大な影響を及ぼす危険がある。また、ライフラインは、災害応急対策及び復旧・復興対策においても必要不可欠なものであり、平素からの予防対策が極めて重要である。

#### (2) 方 針

関西電力(株)及び関西電力送配電(株)は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

#### (3) 計 画

##### ア 関西電力(株)及び関西電力送配電(株)

災害による故障発生を未然に防止するため、あらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

##### イ 町

(ア) 関西電力(株)及び関西電力送配電(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。

(イ) 災害時における電力の復旧順位について、関西電力(株)及び関西電力送配電(株)と協議し、

重要電気の確保を図る。

## 5 鉄道施設

### (1) 現況

町域には、南海電気鉄道(株)の電車、ケーブルカーが走り、観光シーズンには最大で4,260人(平成19年5月4日)の乗客が利用する。

### (2) 方針

#### ア 南海電気鉄道(株)

列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておき、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

### (3) 計画

#### ア 南海電気鉄道(株)

災害による故障発生を未然に防止するため、それぞれがあらかじめ定める防災計画に従って、予防対策を実施する。

#### イ 町

(ア) 南海電気鉄道(株)と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連絡体制を整備しておく。

(イ) 災害時における鉄道の復旧順位について、南海電気鉄道(株)と協議し、鉄道交通の確保を図る。

## 第13節 農業関係災害予防計画

観光振興課

### 1 方針

各種気象災害による農作物、農業用施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

### 2 計画

#### (1) 風水害予防対策

##### ア 農作物対策

##### (ア) 水稻

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥を避け健全な育成に努める。また、畦畔を補強し、水路を予め清掃補強し、台風などに際しては、深水により、穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の後は、病虫害が発生しやすいので、予め防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早めに刈取る。

##### (イ) 果樹

- a 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。
- b 主枝、亜主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。
- c 収穫期に入った果実は、事前にできるだけ収穫する。
- d 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

##### (ウ) 野菜

- a 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。
- b 育苗中のものにあつては、防風被覆を実施し、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。
- c 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。
- d 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため、支柱、整枝ネット等の補強を行う。
- e 降雨水を速やかに園外へ排水する対策を行う。

##### (エ) 花き、花木

- a 防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施
- b 強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。
- c 育苗中の幼苗にあつては、間引時期を繰下げたり土寄せ等の被害軽減策のほか、予め補植用苗（種子）の確保をする。
- d 強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

##### (オ) 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境や設置年数等状況に応じて次の対策を講ずる。
  - (a) 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化

(b) 施設の倒潰防止のため、青竹、直パイプ等で「すじかい」を入れる。

(c) 施設部材の地中打込み部の補強及びパイプ継目の補強を行う。

b 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水浸入防止堤の点検をする。

イ 農業用施設対策（水害）

(ア) 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降水等の気象予報に注意し、これらの巡回、点検に努める。

(イ) ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行い、堤体破壊の原因となるおそれのある物を除去する。また、堤体異常を早期に発見するためにも、日頃の維持・管理の重要性等について管理者をはじめ地域住民に広く啓発を行う。

(ウ) 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷を受ける箇所が多くなる場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。

(エ) 各種樋門、排水機場等については、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置迄の連絡道の整備など十分の処置をする。

(オ) その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期す。

(カ) 防災重点ため池等のハザードマップを作成し、町民への周知に努めるものとする。

(2) 干害予防対策（農作物）

ア 水稲

水源のかん養や、河川、用排水路、ため池の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

イ 果樹

(ア) 深耕、客土により有効土層を深くするとともに、有機資材の施用（投入）増加を図り、土壌の保水力を高める。

(イ) 敷草等による土壌の被覆及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散量を少なくする。

(ウ) 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的な灌水に努める。

ウ 野菜、花き等

(ア) 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。

(イ) 干ばつ時の灌水、農薬散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホース等灌水手段を予め整備しておく。

(ウ) 可能な限り土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。

## 第14節 気象業務整備計画

総務課 建設課

### 1 現 況

気象観測を効果的に災害予防に結びつけるためには、観測値の正確さと即時入手が重要である。町域内又は最寄りの観測所は資料編4-1・4-2のとおりであり、観測データは常時若しくは必要に応じて入手することができる。

また、町役場庁舎には、震度計が設置されている。

### 2 方 針

災害の未然防止・軽減のための気象情報の質的向上、迅速な伝達を図るとともに、明確な情報の把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努める。

### 3 計 画

県等が行う気象・地震観測施設の保守管理に協力し、災害時の対応に万全を期する。また、観測したデータは、すぐに県へ報告する。

## 第15節 防災救助施設等整備計画

総務課 介護福祉課 住民健康課  
消防本部

### 1 消防施設整備計画

#### (1) 現況

本町の消防は、消防本部と消防団によって構成されており、消火活動とともに、災害時における救助・救援活動の中心となる組織である。(資料編5-2)

#### (2) 方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

また、地震発生時には、水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努める。

#### (3) 計画

国及び県の補助金等の活用により、消防施設等の整備を推進する。

##### ア 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図る。

##### イ 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

##### ウ 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

### 2 応急物資等備蓄計画

#### (1) 現況

災害発生時に応急用として使用する被服、寝具、生活必需品及び医療品の備蓄を行っている。(資料編8-1)

#### (2) 方針

災害応急対策を円滑に実施するため、各種応急物資を備蓄、適切な数量を確保するとともに、備蓄倉庫の整備を図る。

#### (3) 計画

##### ア 生活必需品

生活必需品については、被災時において必要な物資を現地調達することを原則とし、今後県内の大手流通業者を中心に調達に関する協定を順次締結することとする。

##### イ 医薬品

抗生物質・血液製剤等、災害時に必要な医薬品は、医薬品卸売販売業者を通じて供給するものとし、今後医薬品販売業者との調達に関する協定を順次締結することとする。なお、血液については、和歌山県赤十字血液センターに供給を依頼する。

### 3 避難施設整備計画

#### (1) 現況 (資料編7-1)

町内の避難場所は、地区ごとに小・中学校、公民館の公共施設を指定しているが、中にはがけ地に隣接している施設があり、安全性の確保が必要である。また、建築後年数を経過している施設もあり、避難施設の倒壊・損傷をなくすため、避難場所の見直しや耐震診断による補強工事とあわせて、避難所へのアクセス道路の安全性の確保も必要である。

(2) 方針

災害発生時に円滑な避難者収容が行われるよう、避難場所の設備充実及び安全化・耐震化を進める。高齢者をはじめ災害時要配慮者が使用することにも配慮して、施設のバリアフリー化に努める。また、高齢者をはじめとした災害時要配慮者にとって、避難所生活は肉体的、精神的な負担が大きい。災害時には、社会福祉法人聖愛会特別養護老人ホーム「南山苑」、高野町社会福祉協議会「富貴高齢者生活福祉センター」を福祉避難所と指定するために、平常時より災害時要配慮者に配慮した施設の充実を図る。

(3) 計画

- ア 災害発生時に円滑な避難者収容が行われるよう、各施設の耐震診断を進め、危険箇所があれば速やかに施設の耐震化・建替えを行う。
- イ 高齢者・障害者など災害時要配慮者になる可能性のある人について、避難誘導や避難路について、あらかじめ体制を整備しておく。
- ウ 避難場所の案内板の設置、防災マップ、広報紙による啓発により、避難場所の周知を図るとともに、避難場所までのアクセス道路の安全性の向上に努める。

## 第16節 防災行政無線整備計画

総務課

### 1 現況

高野町には、同報系及び移動系の町防災行政無線が設置されており、各種情報の伝達手段として活用している。

また、国からの情報通信設備（全国瞬時警報システム・J-ALERT、緊急情報ネットワークシステム・Em-Net）や県総合防災情報システムの端末が設置されており、国・県及び関係機関との情報通信手段として活用している。

### 2 方針

情報通信設備との連携による迅速な警報伝達や災害に備えての対応、応急対策・復旧活動を円滑に実施し、各防災関係機関を有機的に結ぶ県総合防災情報システムを活用するとともに、地域住民に迅速かつ正確な情報を提供するため、防災行政無線の運営・管理を徹底する。

### 3 計画

#### (1) 町防災行政無線の整備

##### ア 同報系

- (ア) 設備の定期的な点検整備を行うとともに、操作方法の習熟及び運用方針の改善等に努める。
- (イ) 屋外拡声装置の可聴範囲を把握するとともに、可聴範囲外の地域への情報連絡体制について整備する。
- (ウ) 無線設備の法律改正に伴う現存設備改善や新たな情報伝達のシステムの検討が急務となっている。

##### イ 移動系

- (ア) 設備の定期的な点検整備を行うとともに、操作方法の習熟及び運用方針の改善等に努める。
- (イ) 災害時に孤立すると予測される地域には、集落可搬型陸上移動局を設置するなど、設備の適正配置に努め、通信体制の確立を図る。（資料「防災行政無線整備」参照）
- (ウ) 無線設備の法律改正による経過措置が迫っているため、計画的な設備の更新を図る。

#### (2) 通信訓練の実施

災害時に地域住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するために、定期的に通信体制についての訓練を実施する。訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練効果が得られるよう実践的なものになるよう工夫する。

## 第17節 防災訓練計画

総務課

### 1 計画方針

非常災害に備えて、防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、町、県内はもとより近畿各府県の防災関係機関が一体となり住民の協力のもとに災害を想定した訓練を実施する。

町民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

### 2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練結果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には訓練結果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

#### (1) 総合防災訓練

平成22年度より、町全体で実施する。必要に応じて、他の市町村と合同して実施する。

##### ア 実施時期

年1回、町長が適当な時期を選んで実施する。

##### イ 方法

学校、病院、工場、事業所、その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する箇所において実施する。

(ア) 炊き出し

(イ) 放水

(ウ) 高齢者の避難誘導

(エ) 避難所運営

(オ) 医療救護

#### (2) 避難所運営訓練

毎年、地区をかえて実施する。その度に、避難所開設・運営マニュアル（資料編7-3）の検証を行い、見直しを図っていく。

#### (3) 災害救助訓練

災害発生時に救助計画に基づく救助活動を迅速かつ的確に実施するために、次の事項についての訓練を、町単独又は必要に応じて他の市町村等と合同して行う。

##### ア 実施時期

実施効果のある台風期前等の適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

- (ア) 通信連絡
- (イ) 避難救出
- (ウ) 避難所運営
- (エ) 給水
- (オ) 医療救護

(4) 災害通信連絡訓練

第3編第2節「気象警報等の伝達計画」に基づく、予警報の伝達、災害現場との無線による連絡等を円滑に実施できるよう、県及び気象台等の協力を得て、次の事項について訓練を実施する。

ア 実施時期

実施効果のある梅雨期及び台風期等の適当な時期を選んで実施する。

イ 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

- (ア) 県及び気象台から受けた気象予警報の伝達
- (イ) 災害現場と本部との無線による連絡

(5) 非常招集訓練

災害が発生したとき若しくは発生のおそれのある場合で、特に勤務時間外において町長が動員を指令したときに、動員計画に基づいて迅速に登庁して配備体制ができるよう、適当な時期を選んで訓練を実施する。

(6) 学校安全避難訓練

授業中において、地震、火災その他の災害が発生した場合、迅速かつ規律正しく安全な場所に避難して生徒を危険から守ることができるよう、各学校において、防火管理者が適当な時期を選んで訓練を実施する。また、防災意識は小さい時から身につけておくことが重要であるので、保育所、幼稚園での訓練も定期的に行う。

その際には、頭巾を用いる等、子供にでも出来る工夫をする。

(7) 土砂災害に関する訓練

大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より厳密な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に県・地方気象台より土砂災害警戒情報が発令される。土砂災害はいつどこで発生するかが不確定であるが、土砂災害警戒区域に該当する地域で災害のおそれもあり防災活動や住民の避難行動が必要になるので、次の事項について訓練を実施する。

ア 実施時期

実施効果のある梅雨期及び台風期等の適当な時期や地域を選らび年1回は実施する。

イ 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

- (ア) 町の防災行政無線による住民への伝達
- (イ) 避難行動・避難訓練

(8) 内水はん濫に関する訓練

大雨による内水はん濫が発生し、家屋が浸水する前に安全な場所へ避難できるよう訓練を実施する。内水はん濫はいつどこで発生するかが不確定であるが、浸水想定区域に該当する地域で防災活動や住民の避難行動が必要になるので、次の事項について訓練を実施する。

ア 実施時期

実施効果のある梅雨期及び台風期等の適切な時期や地域を選らび年1回は実施する。

イ 方法

実施の方法についてはその都度定めるものとするが、おおむね次の事項について実施する。

(ア) 町の防災行政無線による住民への伝達

(イ) 避難行動・避難訓練

## 第18節 防災知識普及計画

総務課

### 1 現況

- (1) 本町では、防災関係機関と協力して、以下の方法により住民の防災意識の高揚・知識の普及を図っている。
- ア 防災行政無線の放送による普及
  - イ 防災マップ・広報誌・印刷物等の活用による普及
  - ウ 映画・スライド等による普及
  - エ 講演会、研修会等の開催による普及
  - オ 地震体験車の利用
  - カ 避難や避難所運営を模擬体験する災害対応シミュレーションゲームの利用
  - キ その他
- (2) 町は、「高野町職員災害初動マニュアル」を作成、配付し、災害時の初動体制の早期確立と迅速かつ適確な応急対策の実施を期している。

### 2 方針

防災関係業務に従事する職員に対する防災関係法令の周知、研修会、行事等の開催を行うとともに、次の内容について住民への普及活動を効果のある時期を選んで行う。

- (1) 防災気象及び地震に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 地域防災計画の内容
- (4) 平常時の心得（準備）
  - ア 食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレトペーパー等の備蓄（家庭においては消費しながらの備蓄・1週間分程度）
  - イ 非常持出品の準備
  - ウ 避難路及び避難場所の把握
  - エ 災害時の家庭内の連絡体制の確保
  - オ 要配慮者の所在把握
  - カ 防じんマスク着用の啓発と正しい着用方法の周知
  - キ 正確な情報の入手方法
- (5) 災害時の心得
  - ア 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
  - イ 災害情報等の収集方法
  - ウ 停電時の処置
  - エ 避難に関する情報の意味の理解
- (6) 通信の確保に関する事項
  - 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

### 3 計 画

#### (1) 職員に対する防災教育

町は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における円滑な防災活動を推進するため、研修会等を通じて防災教育の普及徹底を図る。

#### (2) 一般住民に対する防災思想の普及及び防災教育の実施

町は、住民の災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、防災広報に努めるものとする。住民が自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策に努める。災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災教育の徹底を図る。その際、災害時要配慮者や男女のニーズの違いに十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとする。

また、一方的に知識を伝えるだけでは十分ではない。災害時の状況を想定して自ら考えて進めるワークショップ形式が効果的である。

## 第19節 自主防災組織整備計画

総務課

### 1 現 況

自主防災活動は、町内会を中心に行っている。

### 2 方 針

「自らの生命・財産、地域は自ら守る」という精神に基づき、自主防災組織の育成強化を図るとともに、具体的活動内容を明らかにし、自主防災組織の必要性の啓発と指導及び援助を行う。

### 3 計 画

自主防災組織整備に関する事業計画は、次により推進していく。

#### (1) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット・ポスターの作成及び講習会等の開催に積極的に取り組む。

#### (2) 防災人づくりの推進

大人に対しては、県が開催している自主防災組織の中心的な担い手である地域防災リーダーの育成を目的とした研修会等への参加を積極的に呼びかけ、防災に関して知識、技能を修得した自主防災組織、職場のリーダーを増やし、防災の啓発と指導を行ってもらう。

また、小学生高学年、中学生を対象に研修会等を開催し、家庭、学校、地域において防災の啓発と指導を行ってもらう。

#### (3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適正な規模（町内会）を単位として、防災組織の設置・育成を図る。その際、災害時要配慮者や女性の参加の促進に努めるものとする。

#### (4) 町の指導・助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動を行っていくために、町は自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導・助言等を行うとともに、各組織のリーダーのための研修を実施する。

#### (5) 自主防災組織の活動

各自主防災組織は、当該地域の特徴にあわせた規約及び活動計画を定める。

##### ア 平常時

- (ア) 防災に関する知識の普及や防災訓練の実施
- (イ) 火気使用設備器具等の点検や防災資機材の確保・整備
- (ウ) 近隣の高齢者・障害者・乳幼児等の災害時要配慮者の所在把握

##### イ 災害時

- (ア) 災害情報の収集伝達
- (イ) 出火防止・初期消火の実施及び消防機関への協力
- (ウ) 避難誘導・救出・救護

**第20節 企業等の防災対策の推進計画**

総務課 消防本部

町内には、大きな企業はないが、宿泊施設を備えた寺院が数多くある。寺院等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

**1 寺院等の役割**

寺院等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模な災害の発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、寺院各々の防災知識等の普及は重要である。

また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、町は、防災訓練等の機会をとらえ、訓練への参加等呼びかける。また、寺院等自らが防災訓練を積極的に実施する。

**2 寺院等の防災組織**

寺院等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、寺院等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、寺院等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

寺院等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力

## 第21節 災害時緊急医療体制確保計画

総務課 介護福祉課 住民健康課  
高野山総合診療所

### 1 現 況

本町及び近隣の救急告示病院は（資料編9－4）のとおりである。また、和歌山県災害拠点病院は（資料編9－1）のとおりで、災害支援病院は（資料編9－3）のとおりである。

災害時の医療救護班の編成・派遣については、今後、和歌山県の災害時医療救護活動マニュアルを基に災害拠点病院との協議が必要である。

### 2 方 針

町長は、高野山総合診療所以外にも、和歌山県災害拠点病院の橋本市民病院、災害支援病院の和歌山県立医科大学附属病院紀北分院、紀和病院、伊都医師会、その他医療関係機関と協議し、災害時における救急医療体制の充実に努める。

特に、災害発生時に本町が開設する避難所・医療救護所等を考慮し、医療救護班の派遣要請、受入れ体制について、医療機関と調整を図っておく。

### 3 計 画

#### (1) 救護体制の整備

ア 災害拠点病院の橋本市民病院、災害支援病院の和歌山県立医科大学附属病院紀北分院、紀和病院、伊都医師会と協議し、災害時の医療救護に関する応援協定の締結に努める。

イ 医療救護所の設置予定場所を定め、住民に周知するとともに、医療救護所としての機能確保のため、必要な施設・設備の整備に努める。

#### (2) 後方医療体制の整備

大災害発生時、高野山総合診療所が、負傷者に対する適切な医療を可能にするため、次について、啓発・指導する。

ア 耐震診断により耐震基準を満たしていない高野山総合診療所の耐震補強計画と耐震補強工事の実施促進

イ 医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の転倒・転落防止措置

#### (3) 医薬品等の確保

伊都医師会及び町内の薬局等と協議し、災害時の医薬品等の供給について、協力体制の確立に努める。

#### (4) ドクターヘリコプターの活用

公立大学法人和歌山県立医科大学が行うドクターヘリ事業における災害時の運用については「和歌山県ドクターヘリ運行要領」で定められている。（資料編9－5）

## 第22節 災害時清掃体制確保計画

生活環境課

### 1 現 況

町が利用している廃棄物処理施設は、「高野町じん芥処理センター」（高野山字内子谷川 13-3）である。この施設は、不燃ごみの埋立処分場として、また、その他の一般廃棄物を橋本周辺広域市町村圏組合が運営する広域ごみ処理場へ搬出するための集積施設として機能している。

### 2 方 針

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を策定し、清掃業務の万全を期す。一方で、家庭から排出されるごみを減量する工夫が、災害時のごみ減量化にも役に立つ。生ごみ処理機器を購入する住民に対する補助制度、平成20年4月から導入された従量制に基づくごみの有料化によって、町全体でごみ減量の習慣を持つことが期待される。普段の生活の工夫が防災につながることを住民への啓発活動を通して浸透させていく。

### 3 計 画

#### (1) 廃棄物処理体制の整備

町は、環境指針に基づく「高野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、これらの計画に基づいた廃棄物処理体制の整備を図る。

#### (2) 収集車両の整備及び点検

災害時におけるごみの収集運搬業務を円滑に実施するため、委託業者に対して平時からごみ収集運搬車を整備点検し、町からの要請に従って直ちに出勤できるように協力依頼する。また、し尿運搬の許可業者には、災害時のし尿処理に備え、平時から絶えず車両の整備や点検を実施するよう要請する。

#### (3) じん芥処理センターの活用

災害時には大量のごみが発生することが予想されるので、埋立ごみはじん芥処理センターで処理し、その他のごみについては、広域ごみ処理場へ搬出するまでの間、ごみの仮置施設として活用する。

#### (4) 広域相互応援体制の推進

災害の状況によっては、町単独では対応できない場合がある。災害時において発生したごみをスムーズに収集、運搬、処分できるよう、広域ごみ処理場及び周辺各市町との相互応援体制を推進する。

## 第23節 災害時要配慮者対策計画

介護福祉課 住民健康課 総務課

### 1 現 況

高野町において、全人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢人口比率）は、45.11%である。今後も高齢化の進行は進むものと考えられる。また、町内全域が中山間地域であり、集落が点在しているため、地震や大雨などで土砂災害が発生した場合には、生活道路が寸断され、陸の孤島になる可能性がある。

### 2 方 針

町域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するなど、平常時から体制の整備を図る。（資料編7-4）

### 3 計 画

避難支援等を進めていくためには、平常時から障がい者や高齢者がどこにどのような状況で暮らしているかの情報を把握したうえで、その情報を町関係部署・消防署・消防団・警察署・社会福祉協議会・民生児童委員・町内会・自主防災組織・その他地域支援者（以下、「避難支援等関係者」という。）で共有することが重要であり、避難支援体制の整備を進めていくためには町が保有している情報をもとに「避難行動要支援者名簿」の作成を行う。（資料編7-5）

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

##### ア 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成にあたり、町は、高野町個人情報保護条例（平成17年条例第2号）第8条の規定に基づき、町が保有している情報の活用を行うとともに、県に情報の提供を依頼することができる。

- ① 住民基本台帳
- ② 身体障害者手帳交付台帳
- ③ 教育手帳交付台帳
- ④ 要介護、要支援認定台帳
- ⑤ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付名簿（保健所）
- ⑥ 小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

##### イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ① 要配慮者で被災リスクの高い者
  - ア 身体障害者手帳1・2・3級の者
  - イ 療育手帳A1・A2の知的障がい者
  - ウ 65歳以上で、介護保険要介護認定要介護度3以上の者
  - エ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級

② その他の対象者

自力歩行が困難などの事情で避難支援を希望する者

ア 介護保険の要支援以上で一人暮らしの高齢者、いずれもが要支援以上の高齢者のみの世帯、そのほか日中一人暮らし高齢者、要介護非該当の一人暮らし高齢者などで、避難支援を希望する者

イ 障害者自立支援法（身体・知的・精神障がい）に基づく障害程度区分認定者（1～6）

上記①ア以外の身体障害者手帳所持者で避難支援希望者

避難支援を希望する障がい児（手上げ方式で把握）

ウ 難病患者等の在宅療養者（人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している者、定期的な人工透析を必要とする者など）

エ その他、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

※ 乳幼児・妊産婦など、状況が変化する者については名簿の対象者にしない。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成・管理

町が保有し、関係行政機関が収集・共有すべき避難行動要支援者情報は次のとおり取り扱う。

ア 避難行動要支援者名簿の保有情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由

イ 避難行動要支援者名簿の管理

作成された避難行動要支援者名簿は、介護福祉課において適正な管理を行い、少なくとも年一回定期的に更新し最新の状態に保つこととする。

(3) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動支援者本人又は親権者、法定代理人等から書面による同意を得た者については、避難支援等関係者に対して名簿情報を平時から提供する。その際には、必要最小限の個人情報を対象に行うこととし、避難支援等関係者に対しては、守秘義務が課されることの説明、名簿の利用・管理・保管方法についての指導など、適正な情報管理が図られるよう措置を講ずる。

ただし、高野町個人情報保護条例第8条第1項「住民の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむをえないと認められるとき」に該当する場合、保有している避難行動要支援者名簿を安否確認・誘導避難・救助救出・緊急避難等の必要に応じて、関係機関職員や住民協力者等の実際に救護・支援活動に従事する組織・個人に開示することができる。

ア 町域で震度5弱以上の地震が発生し、家屋の倒壊や火災の発生などにより、被害が発生している地域

イ 【警戒レベル】による高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されている地域

ウ 災害が発生し、又は発生のおそれのある場合において、警戒区域が設定された地域

エ その他、これらに準ずる被害等が想定される地域

(4) 要配慮者が円滑に避難のため立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動ができるよう、町

が策定する「避難情報の発令基準・伝達マニュアル」において、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講ずる。(資料編7-7)

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者についての避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮したうえで実施する。

(6) 健康被害防止の周知

災害時には、県等が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起に努める。特に呼吸器に疾患のある方や乳幼児、咳や呼吸困難の症状が出やすいことから適切な防じん機能を有するマスクの使用を促すとともに、必要な量をあらかじめ確保しておく。

(DS2やN95規格のマスクを推奨)

(7) 社会福祉施設の予防対策

ア 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設管理者は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、段差の解消など施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、食料、防災資材や日常生活に必要な物資を配備しておく。

イ 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、災害時に適切な防災行動がとれるよう定期的に防災教育及び防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し、避難誘導方法を確立しておく。

(8) 観光客対策

高野町には、年間を通して多くの観光客が訪れ、外国からの観光客も増加する傾向にある(令和6年の外国人宿泊者数は、106,673人)。

外国人観光客は、高野町の地理に不案内なうえ、災害時には理解できる言語で受け取ることができない情報が極端に制約される。情報がないことが不安を助長して、無用な混乱を招く恐れがある。特に、地震がない国から来た人は、どのように対処をしたらいいのかの判断ができない場合も出てくる。迅速に、被害の状況や対応策に関する情報提供を行うことが必要である。

そのため、外国人観光客が集まりそうな、高野町観光協会や高野山ビジターインフォメーションセンター(大師教会)、高野山宿坊協会の各案内所に、外国語による情報提供の窓口を設置して、定期的に情報の提供や相談を受ける体制を整える。いざという時に迅速に対応できるように、あらかじめ複数の外国語による定型文を用意しておく。

**第24節 相互応援体制整備計画**

総務課 消防本部

1 現況

町では、現在、災害に強いまちづくりを目指して、下記のとおり防災協定を締結している。災害は時を選ばず、規模も予想できないため、町がすべての災害に備えた防災資源を保有するには限界がある。相互扶助の精神で、困ったときに互いに助け合うように、行政機関、民間を含めて、なるべく多くの協定を結んでおくことが重要である。

平成20年10月7日に、長野県高森町と災害時における相互応援に関する協定を締結した。今のところ、自治体同士の応援協定をこれだけであるが、災害時に役に立つのは、行政事務を熟知している自治体職員である。今後は、さらに協定の相手先を模索して、協定の締結を積極的に進めていく。

相互応援に関する協定

締結団体名	名称	内容
長野県高森町	「災害時における相互応援に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急復旧に必要な資機材・生活物資の提供。</li> <li>・ 職員の派遣等。</li> </ul>

災害時に関する協定等

締結団体名	名称	内容
(有)山水生コン	「災害時における消火用水等の供給応援に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水利が乏しい火災現場にコンクリートミキサー車で消火用水の搬送。</li> <li>・ 水害時における土のう構築、必要性が生じた場合の砂の提供。</li> </ul>
高野町建設業協会	「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物等の崩壊、損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業。</li> <li>・ 道路、河川等の応急復旧作業。</li> </ul>
紀北川上農業協同組合	「防災関係の協働事業に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における食料や生活用品などの救援物資・資機材の調達。</li> </ul>
社会福祉法人高野町社会福祉協議会	「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者等の避難所</li> </ul> 1 富貴高齢者生活福祉センター
社会福祉老人福祉法人聖愛会特別養護老人ホーム 南山苑		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者等の避難所</li> </ul> 1 特別養護老人ホーム 南山苑
(社)日本アマチュア無線連盟和歌山県支部	「災害時における応急活動の協力に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電波法に基づく目的外通信</li> </ul> 1 町が要求する情報伝達などの通信ならびに防災、災害の救助に必要な通信活動 2 その他目的達成のために必要な活動
(宗) 総本山	「大規模災害相互物資援助協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物資の相互援助</li> </ul> 1 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄品若しくは保

金剛峯寺		有資材 2 その他、援助を要請する機関が指定する物資
社会福祉法人高野町社会福祉協議会	「災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアの受入れ及び派遣</li> <li>・災害ボランティア活動を支援するための募金活動</li> <li>・その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務</li> </ul>
西日本電信電話(株)和歌山支店	「緊急時における施設の使用に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害、武力攻撃事態等のほか、緊急時において保有する施設等の提供</li> </ul>
近畿地方整備局	「災害時等の応援に関する申し合わせ」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時等の応援</li> <li>1 情報の収集・提供(リエゾンの派遣含む)</li> <li>2 近畿地方整備局等職員の派遣(緊急災害派遣隊を含む)</li> <li>3 災害に係る専門家の派遣</li> <li>4 保有する車両、災害対策用機材等の貸付け</li> <li>5 保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣</li> <li>6 通行規制等の措置、その他必要な事項</li> </ul>
(株)松源	「災害救助物資の調達に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助に必要な物資の調達</li> <li>1 食料品 2 飲料水 3 生活必需品等</li> <li>4 その他指定する物資</li> </ul>
一般社団法人伊都医師会	「災害時の医療救助活動に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動の実施</li> <li>1 被災者に対する選別(トリアージ)</li> <li>2 傷病者に対する応急処置及び医療行為</li> <li>3 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>4 被災者の死亡の確認及び死体の検案</li> <li>5 その他状況に応じた処置</li> </ul>
コカ・コーラウエスト(株)	「災害対応型自動販売機設置協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の飲料水の提供</li> <li>高野町公民館屋外 1台</li> </ul>
公益社団法人和歌山県トラック協会	「災害時の発生時における輸送・荷さばき業務等の協定に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互応援措置に必要な輸送及び荷さばき業務等</li> <li>1 輸送及び荷さばき業務等</li> <li>2 輸送車両への職員の同乗</li> <li>3 災害に関する諸情報の収集</li> <li>4 その他、応じることができる事項</li> </ul>
高野郵便局	「災害時における相互協力の協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時、相互に協力を要請</li> <li>1 発災直後における被災状況等の情報提供</li> <li>2 災害救助法の適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の災害特別事務の取扱い</li> <li>3 避難先及び避難状況の情報提供</li> <li>4 避難物資の貯蓄、郵便業務実施の場所提供</li> <li>5 災害時要配慮者についての情報及び対応</li> <li>6 災害情報に係る広報活動</li> </ul>

NPO 法人 コメリ災害対策センター	「災害時における物資供給に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するための必要な事項</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調達物資の範囲は別表に掲げる物資</li> <li>2 その他、指定する調達可能な物資</li> </ol>
一般社団法人 和歌山県建築士会	「災害時における住家の被害認定に関する協定」 (和歌山県との包括協定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住家被害認定調査に係る支援協力</li> </ul>
一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会		
公益社団法人 日本建築家協会		
宗教法人 総本山金剛峯寺	「災害時等における避難場所の指定に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所の指定</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高野山大師教会:大講堂、研修道場</li> </ol>
学校法人 高野山学園		<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所の指定</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高野山大学:黎明館、体育館、武道場、学生ホール</li> <li>2 高野山高校:体育館</li> </ol>
和歌山県LPガス協会 橋本伊都支部	「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急用LPガス等の供給確保</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における指定避難所・福祉避難所への物資要請</li> </ol>
FMはしもと(株)	「災害時における放送要請等に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報を町民に円滑に提供</li> </ul>
(株)ゼンリン	「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に必要な地図製品等の供給</li> </ul>
宗教法人 西室院	「災害時における宗教法人施設の避難所等利用に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、緊急避難場所及び一時避難所としての施設利用</li> </ul>
(株)ナフコ	「災害時における物資供給に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するための必要な事項</li> </ul>
ヤフー株式会社	「災害にかかる情報発信等に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高野町民に対して必要な情報を迅速に提供し行政機能の低下を軽減させる。</li> </ul>
株式会社スズケン紀北支店	「災害における医療材料等の供給に関する協定書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等が発生した場合医療救護活動を支援する。</li> </ul>
宗教法人 無量光院	「災害時における宗教法人施設の避難所等利用に関する協定」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、緊急避難場所及び一時避難所としての施設利用</li> </ul>
花谷医院	「災害時における相互協力に関する協定書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護師その他必要な職員の派遣</li> <li>・医薬品、医療材料、機器等の相互融通</li> <li>・医療機能の一部代行</li> <li>・情報通信手段および被災状況に関する情報の共有</li> </ul>

		・避難所等における応急診療や健康相談の協力
--	--	-----------------------

消防相互応援協定等の締結状況（資料編 5－1）

## 2 方針

被害が大きい場合には、頼れるものは多ければ多いほどいい。大規模災害における相互応援体制を整備するために、既存の協定だけではなく、県内市町村、近隣市町村及び他県市町村と相互応援協定を締結する。また、所管事務に関係する団体等との応援協定を締結し、協力体制を整備する。今後は、近隣市町村だけでなく、東海・東南海・南海 3 連動地震及び南海トラフ巨大地震など、関西地方で広域に被害が出ることを予想して、遠隔市町村との応援協定をはじめ、寺院、民間業者との間に、新たな協定を締結して応援体制の充実を図っていく。

## 3 計画

### (1) 相互応援協定の締結等

ア 町は、相互応援協定の締結先と協議し、双方の連絡窓口の確認をしておくとともに、共同で防災訓練を実施するなど、協定の運用について習熟を図るとともに、相互応援体制の強化を図る。

イ 今後とも、災害時の相互応援協定の締結先及び協定内容の拡充を図る。

### (2) 防災関係機関の相互協力

各防災関係機関は、他の防災関係機関からの応援について、自らの応援措置の実施に支障のない限り、相互に協力する。また、相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前協議を行う。

### (3) 関係団体等との協力

町は、その所管事務に関係する団体等と、応援協定を締結するなど、災害時において、団体等の協力が得られる体制の整備に努める。

**第25節 ボランティア活動環境整備計画**

介護福祉課

**1 現 況**

現在、高野町社会福祉協議会がボランティアの募集を行っているが、登録者数が伸び悩んでいる。今後、町と社会福祉協議会が協働してボランティアセンターを設置・運営し、福祉や環境に関するボランティアの登録・育成を行い、これらの活動を防災分野に生かしていく必要がある。

**2 方 針**

災害時において、町及び防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。特に、高野町では、高齢化が進んでいること、孤立するおそれがあること、町外に居住する職員が多いことから、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

**3 計 画****(1) 活動支援環境の整備****ア ボランティアの活動支援拠点の確保**

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動支援拠点の確保、整備に努める。

**イ 受入窓口の整備**

災害時に迅速に災害ボランティアの受入体制をとることができるよう、あらかじめ受入窓口の担当を定めておく。

**ウ 粉じんばく露防止対策**

ボランティアには現場に入る前に「石綿ばく露防止教育」を実施し、適切な防じん機能を有するマスクを使用するよう促す。

**エ 従事記録の整理・保管**

作業内容等のわかる記録を作成し保管する。中皮腫、肺がんを発症したときのために40年間保存することが望ましい。

**(2) 災害ボランティアの育成****ア ボランティア活動の普及・啓発**

災害はそれほど頻繁に起こるものではないので、災害時に特化した活動は長続きしない。なるべく定期的に連携を確認して、習慣化しておくことが必要である。そこで、ボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、「防災とボランティア週間」等を利用して、住民、学生等に対するボランティア活動の普及・啓発を行う。

**イ 災害ボランティアの事前登録**

平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録を推進する。学生を登録した場合には、卒業、移転等の理由で転出することがあるので、定期的に登録内容の更新を行うとともに、入学時、新学期開始時に登録を呼びかける。

ウ 災害時等には、通信の途絶による混乱も予想されるため、あらかじめ町内のアマチュア無線家と災害時の協力について検討を行う。

エ 災害ボランティアコーディネーターの養成等

多様なボランティアが集まった場合には、それぞれの意識や方法論の違いから、活動が噛み合わずにかえって混乱の原因にもなる。そこで、災害ボランティアの登録を推進するとともに、その中から、町内に集まったボランティアを整理・連携をとるための災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

オ 防災訓練への参加

町は、災害ボランティアコーディネーターや専門技術ボランティア等に対し、町が実施する防災訓練への参加を呼びかける。

(3) 町外ボランティアとの連携

被害が長期化した場合には、災害によって生じた廃棄物の処理など、できるだけ多くの人手が必要になってくる。平常時から、町外のボランティアとの協力関係を築いておく。